

| 個別事業名 | 区分 | 主担当部局 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 （千円） | H28当初 （千円） | H27決算 （千円） | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
|---|------------------------|-------|-------|----------|---|--|---|---------|---------------|---------------|---------------|-------------|--------|---|--|---|---|
| 政策 8 優れた群馬の環境の保全・継承 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [目的] 環境への負荷が少なく、環境の質が高く、豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策 1 自然環境・生活環境の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [目的] ふるさと群馬の素晴らしい自然環境や暮らしを支える生活環境の保全に取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 自然環境の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尾瀬の保護と適正利用を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然001 | | 再掲 | 環境森林部 | 自然環境課 | 群馬の子供たちが小中学校在学中に一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験を通じた環境学習により自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、学校設置者に対し経費の一部を補助。 | 参加率 (単位：%) | 54.4 | 60.0 | 100 | 105,000 | 91,800 | 80,733 | 4継続 | 「くまの子どもたちを一度は尾瀬に」という当初の目標達成に向け、引き続き事業を実施するとともに、更なる内容の充実と安全の確保を図る施策を講じる。 | 児童生徒が実際に尾瀬を訪れ、体験学習ができる環境教育事業として一定の成果を上げており、今後も継続して実施していく必要がある。 | | |
| 自然002 | | 再掲 | 環境森林部 | 自然環境課 | 尾瀬を通じた環境学習を推進するため、尾瀬内にある県有施設（ビジターセンター）での環境教育の実施及び、県内小中学校に講師を派遣する移動尾瀬自然教室や県民向けの出前講座等を実施する。 | 移動尾瀬自然教室・県民講座等参加人数 (単位：人) | 1,787 | 1,800 | 2,000 | 3,914 | 3,914 | 3,826 | 4継続 | 尾瀬内での環境学習により、日頃から自然に親しむ機会の少ない人に対して自然の紹介やふれあいのきっかけづくりを行うとともに、尾瀬を体験できない人や今後尾瀬への入山を考えている人を対象とし、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるので、引き続き実施する。 | 尾瀬の入山者や、尾瀬を未体験の児童生徒をはじめとして、多くの県民に尾瀬の優れた自然環境や環境保護の取り組みを学習する場を提供するものであり、継続して実施することが必要。 | | |
| 自然003 | | | | 環境森林部 | 自然環境課 | 鳩待峠口では、静かで落ち着いた入山口とするため、駐車場を整備し、大清水口では、利用分散化のための低公害車による営業運行を実施する。 | 大清水口入山者数割合 (大清水口入山者数/尾瀬入山者数) (単位：%) | 6.5 | 6.0 | 8.0 | 37,023 | 1,654 | 15,942 | 4継続 | 今年度から交通事業者による低公害車の営業運行が開始されることに伴い、運行の周知や旧道を含む登山道の安全確保（補修・草刈・巡視）を重点的に実施した。 | 大清水～ノ瀬間低公害車運行は、平成27年度から地元交通事業者による営業運行が開始されており、利用分散化に寄与しているが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業や、運行状況調査等を実施する。 | 引き続き鳩待峠への入山者の一極集中を是正していくため、大清水口を含む入山ルートでのPR普及活動や、低公害車の運行状況を調査し、効果を検証していくことは重要であり、継続。 |
| 教セ001 | 自然・歴史・文化遺産研修 | 再掲 | 教育委員会 | 自然環境センター | 小・中学校初任者研修の宿泊研修に「自然・歴史・文化遺産研修」を位置づけて、尾瀬ヶ原、世界遺産、東国文化のコース別体験活動を取り入れ、郷土資源や文化遺産についての理解と誇りや愛着を持つとともに、児童生徒を引率すること想定した指導力の向上を図る。 | 「尾瀬についての理解が深まった」と回答する研修者の割合 (単位：%) | 92 | - | - | 2,036 | 1,634 | 1,692 | 4継続 | H27年度は、尾瀬自然体験研修を日帰りに変更し、2回に分けて実施し、208名が参加した。本研修を通じて、尾瀬の自然環境の素晴らしさを体感し、環境保全の意識も高まった。加えて、日帰りにしたことにより、尾瀬学校における児童生徒引率時とほぼ同一日程となり、引率を想定した実質的な研修となった。 | 尾瀬自然体験研修に加え、新たに世界遺産体験コース、東国文化体験コースを設定し、県内の豊かな郷土資源や文化遺産についての実感を持った理解と郷土に誇りを持つ学びを取り入れた教育の推進を図る機会とした。尾瀬だけでなく、絹産業遺産群や東国文化の研修を受ける教師がいることで、学校の教育力向上に資することができる。 | 初任者教員が本県の豊かな郷土資源や文化遺産について、理解を深め児童生徒に本県の素晴らしさを伝えるために必要であるため、継続。 | |
| 自然とのふれあいの場の確保や機会の提供に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然007 | 自然公園等整備 | | | 環境森林部 | 自然環境課 | 県立公園（赤城、榛名、妙義）、国立・国定公園及び長距離自然歩道（首都圏自然歩道、中部北陸自然歩道）における、県有施設の補修・整備を行う。 | 自然公園等利用者数 (単位：千人) | 12月頃集計 | 10,700 | 11,100 | 66,021 | 105,753 | 98,098 | 3拡充 | 国立・国定公園及び県立公園における登山道や公衆トイレ、駐車場等の県有施設の整備、補修を実施した。特に、赤城公園において荒廃していた旧赤城神社元宮跡の修復整備を実施し、赤城山中心部の魅力向上を図った。また、長距離自然歩道の標識等については、自然環境整備交付金を活用し、整備を進めた。 | 豊かな自然環境は当県の魅力のひとつであり、県立公園をはじめとした自然公園は、地域の観光資源の中心でもある。その豊かな自然景観を保全しながら、利用者の利便性の向上や安全を確保するため、計画的、積極的に施設整備を実施していく必要がある。今後、県立公園トイレの洋式化や、県境稜線トレイルに関連した県管理登山道の再整備などに取り組み、自然公園の一層の魅力向上を図る。 | 部局評価は、県境稜線トレイルに関連した県管理登山道の再整備等をH29年度以降に実施するとして拡充としているが、まずはその他の箇所も含めて、優先順位をしっかりと見極めて整備すべきであるため、継続。 |
| 自然008 | 自然公園等管理 | | | 環境森林部 | 自然環境課 | 県立公園（赤城、榛名、妙義）の管理及び、国立・国定公園並びに長距離自然歩道（首都圏自然歩道、中部北陸自然歩道）における県有施設等の管理を行う。 | 自然公園等利用者数 (単位：千人) | 12月頃集計 | 10,700 | 11,100 | 50,929 | 49,438 | 50,661 | 4継続 | 国立・国定公園および県立公園における登山道や休憩舎、公衆トイレ、駐車場、ビジターセンターなどの県有施設について地域と密接に連携し、適切な管理を実施した。また、長距離自然歩道についても、地元市町村と連携し、適正な管理を実施した。 | 豊かな自然環境は当県の魅力のひとつであり、県立公園をはじめとした自然公園は、地域の観光資源の中心でもある。その豊かな自然景観を保全しながら、利用者の利便性の向上や安全を確保するため、適正な管理を継続していく必要がある。 | 利用者の利便性・安全性のため、定期的な管理が必要であるため継続。 |
| 緑化008 | 森林公園整備 | | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県立森林公園の管理運営及び施設の整備を行う。 | 県立森林公園の利用者数 (単位：人) | 508,106 | 533,900 | 540,000 | 75,817 | 65,310 | 75,562 | 4継続 | 県民の保健休養、学習の場として、県内7箇所の森林公園について指定管理制度による経費の節減を図りながら運営管理を行った。また、老朽化した歩道橋や木橋、トイレ浄化槽、管理棟テラス等の施設改修や修繕を行うことにより、利用者の利便と安全対策の充実を図った。 | 老朽施設の補修、遊歩道、木道橋、転落防止柵等の園内施設、木製テラス等の改修で、公園内での事故を未然に防ぎ、安全で魅力ある公園整備が図れた。引き続き、森林が持つ優れた自然環境を保全し、保健休養の場や学習の場として広く県民に利用され、森林環境の保全に対する啓発を図る必要がある。 | 利用者が安全に森林公園を利用できるよう適正な管理と計画的な維持補修は必要であり継続。 |
| 都計007 | 県立都市公園管理 | 再掲 | 県土整備部 | 都市計画課 | 県立都市公園（敷島公園、群馬の森、観音山ファミリーパーク、金山総合公園、多々良沼公園）の管理を適正に実施し、県民に憩いと癒しの場を提供する | 公園来場者数 (単位：千人) | 2,166 | - | 2,350 | 617,721 | 889,521 | 626,563 | 4継続 | 指定管理者制度等による公園の適正な管理 都市公園長寿命化計画に基づいた公園の適正な管理 | 県民の憩いの場である都市公園を利用する県民の安全を確保することで、安心して利用してもらうために必要な事業であり、継続する。 | 県が管理する都市公園を、県民が安全安心に利用するために必要な事業であり、継続。 | |
| 都計008 | 景観行政の推進 | | 県土整備部 | 都市計画課 | 市町村、住民および事業者の地域特性を活かした景観づくりを支援・援助することにより、地域に根ざした景観形成推進に寄与する。 | 景観行政団体数 (単位：市町村) | 17 | - | 35 | 1,906 | 6,738 | 1,619 | 4継続 | 景観行政団体に移行して景観計画を策定する市町村に対し、上限200万円の補助を行っている。平成27年度は桐生市が同補助金を活用して景観計画を策定し、景観条例を制定した。 新たに景観行政団体に移行した市町村はなかった。 | 各地域の景観のことを細かく考えるためには、市町村単位で景観行政を進めていくのが望ましい。したがって、県内の全市町村が景観行政団体となるまで事業を継続する。 | 観光振興や快適な県民生活の維持のため、良好な景観形成を図る必要があり継続。 | |
| 絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自然005 | 自然環境対策 | | | 環境森林部 | 自然環境課 | 自然環境保全地域の整備、良好な自然環境の保全を図るための基礎調査、希少野生動植物の種の保護に関する条例の推進等、自然環境対策を実施する。 | 良好な自然環境を有する地域学術調査の実施地域数 (単位：件) | 9 | 5 | 5 | 17,018 | 18,608 | 15,714 | 4継続 | 種の保護条例に基づき（指定種や指定を見据えた調査等、定期的なモニタリングが必要ため、効率的な事業執行に留意し、継続して実施する。 | 種の保護条例による指定種の定期的なモニタリング調査や、生息地等保全地区の指定のための必要な調査であり、継続。 | |
| 森林の公益的機能を高め、維持していくため、森林の整備・保全を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑化001 | くま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援） | | | 環境森林部 | 緑化推進課 | くま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行うため、森林ボランティア関係情報一元管理と提供、講師派遣及びアドバイス等を実施する。 | 森林ボランティア団体会員数 (単位：人) | 5,046 | 4,000 | 5,500 | 12,890 | 7,730 | 8,819 | 4継続 | 森林ボランティア支援センターを運営、専用HP・情報誌による情報発信、森林ボランティア団体を対象とする刈払機などの安全研修、作業器具の貸出し等を行い、森林ボランティア団体の活動を支援した。安全研修 11回 参加者 190人、作業器具貸出し 71件 | 専用HPや情報誌、メルマガ等による情報発信、新規参加を促すボランティア体験会の開催、安全講習会の開催、作業器具貸出し等により、森林ボランティア活動を支援した。県民自らが、森林や林業に関心をもち、森林の必要性について理解を深めることが重要であることから、森林ボランティアに取り組み団体等の育成、支援を行い本県の森林整備、保全につなげていく必要がある。 | 森林ボランティアは、森林の整備、保全を社会全体で支えていく県民意識を醸成するために重要な役割を担っており、支援は継続して行うことが必要。 |

| | | | | 個別事業名 | 区分 | 主担当部局 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 （千円） | H28当初 （千円） | H27決算 （千円） | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
|-------------------|--|--|--|-------|-------------|-------|-------|-------|---|--|-------|-----------|---------------|---------------|---------------|-------------|---|-------|--|-----|--|
| | | | | 林政001 | | 再掲 | 環境森林部 | 林政課 | くま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く） | 水源地域等の森林整備面積 （単位：ha） | 562 | 885 | 660 | 1,704,115 | 1,661,926 | 1,520,733 | 水源地域等の森林整備は、平成26年度からの繰越400haに加え、754haを発注した完了したのは562haであった。市町村提案型事業は、計画では2億7千万円に達したが、実績額の確定で不用額が生じ2億2千8百万円の執行であった。 | 4継続 | 豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。 | 4継続 | 期間内に目標事業量を実施できるよう計画的に進めていく必要があり、継続。 |
| | | | | 林政002 | | | 環境森林部 | 林政課 | 森林の持つ公益的機能への理解を深める講演会等を実施 | くま山と森の月間協賛イベント数 （単位：件） | 44 | 45 | 45 | 2,213 | 1,945 | 1,084 | 山と森の月間協賛イベント数は、44回、イベント参加者数は16,300人と目標に達することができなかった。 | 4継続 | 山と森の月間協賛イベントは、山や森に親しみながら、山や森が果たしてくれるいろいろな役割について考えてもらう機会を提供しており、今後も継続した実施が必要である。 | 4継続 | 協賛イベントを通じて、多くの県民に森林等について考えてもらう機会になっており、継続。 |
| | | | | 林政003 | | | 環境森林部 | 林政課 | 「守るべき松林」を保全するために必要な予防対策、駆除対策及び周辺対策、並びに被害区域拡大防止のための駆除対策を推進する。また、ナラ枯れ等県内に被害拡大する恐れのある森林病害虫等の防除対策を実施する。 | 守るべき松林における被害材積 （単位：m ³ ） | 582 | 650 | 420 | 43,944 | 41,425 | 36,726 | 被害木の伐倒駆除、樹幹注入を実施することで松くい虫被害の拡大を防止することができた。松くい虫伐倒駆除920m3松くい虫樹幹注入13,454ヶ | 4継続 | 松くい虫被害の拡大防止のため、病害虫防除対策で有効な手段とされる被害木の伐倒駆除と健全木への樹幹注入を実施している。今後も継続して対策を実施することで被害の拡大を防止する必要がある。 | 4継続 | 松くい虫による松林の被害拡大を防止するための重要な事業であり、継続。 |
| | | | | 林政008 | | 再掲 | 環境森林部 | 林政課 | 森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。 | 間伐等森林整備面積 （単位：ha） | 2,790 | 2,500 | 3,500 | | 1,278,131 | 1,054,367 | 森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。 | 4継続 | 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。 | 4継続 | 森林が有する水源涵養機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水調整機能などの公益的機能が持続的に発揮されていたにも、間伐等を通じた適正な森林整備を行っていく必要があり、継続。 |
| | | | | 森保002 | | | 環境森林部 | 森林保全課 | 森林保全巡視指導員を7事務所に配置し、森林の巡視指導を行い、森林の持つ公益的機能の維持等を図る。 | 巡視活動延べ日数 （単位：日） | 2,256 | 2,000 | 2,000 | 4,348 | 4,363 | 4,305 | 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員（ボランティア）の巡視指導により、知事が適正管理の義務を負う保安林を含めた森林全般の被害防止に寄与した。巡視指導員等60人（53人）延べ巡視日数2,256日（1,264日）指導件数1,577件（357件）（ ）内は森林保全推進員で内数 | 4継続 | 森林法第40条の規定に基づき行い、違法伐採、山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止のための事業であり、森林保全上重要であることから引き続き事業を実施していく。 | 4継続 | 山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止を通じて森林の保全に寄与する事業であり、継続。 |
| | | | | 緑化003 | | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県植樹祭の開催や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森林づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑づくりや緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県有林の整備や保全を行う。 | 県植樹祭 （単位：人） | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,028 | 6,493 | 4,834 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。 | 4継続 | 来園者や各種講座等の受講者は、増加傾向にあり、緑化技術の普及指導や森林環境教育、保健休養施設としての役割を果たしている。今後も森林に関する知識の普及等緑化推進の拠点としての役割を果たしていく。 | 4継続 | 講座等を開催し、森林・緑化に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。 |
| | | | | 緑化004 | | | 環境森林部 | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。 | 定期開催講座受講者数の維持（過去3カ年の平均） （単位：人） | 2,071 | 2,158 | 2,158 | 13,539 | 14,417 | 13,364 | 緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設、緑化に関する知識普及を図った。緑化講座等30回、受講者1,610人、付随する平地林を活用し、小中学生等を対象に森林環境教育を実施。森林実習講座（森林環境教育）10回、受講者461人。 | 4継続 | 来園者や各種講座等の受講者は、増加傾向にあり、緑化技術の普及指導や森林環境教育、保健休養施設としての役割を果たしている。今後も森林に関する知識の普及等緑化推進の拠点としての役割を果たしていく。 | 4継続 | 講座等を開催し、森林・緑化に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。 |
| | | | | 林試002 | | | 環境森林部 | 林業試験場 | 育種、育林、森林保護の研究を行い、県民に新しい森林管理技術を提供する。 | 森林機能の維持・造成を図るための新技術の開発 （単位：件） | 7 | 7 | 7 | 5,039 | 6,018 | 4,847 | 県内人工林を調査し、大径材生産に必要な樹冠の状況を明らかにした。ナラ枯れの原因となるカンノナガキクムシの発生時期を明らかにするとともに、関係機関と連携し、被害拡大を食い止めた。低コスト化を目的として推奨されているコンテナ苗の問題点を抽出した。竹は伐倒直後に除草剤を注入すると駆除が確実であるとの結論を得た。つつしが岡公園では開花量に年変動があり、虫害や気象条件が影響している可能性を指摘した。「くま緑の県民基金」事業で行った間伐施工地では、照度の回復が認められた。挿し木が困難と言われているカラマツについて、「密閉挿し」という手法で発根率を高めることに成功した。 | 4継続 | カラマツ種苗の生産、低コスト造林、森林の保全など、幅広い分野について、最小の予算で調査・研究し成果を上げている。森林を守り育てる技術向上のため、引き続き試験研究を継続していく必要がある。 | 4継続 | 県の林業・森林管理に有用な幅広い分野の研究を行っており、研究成果は県事業に活用できるため、継続。 |
| 河川環境の保全や再生を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 河川001 | 治水対策 | 再掲 | 県土整備部 | 河川課 | 交付金事業等を活用し、河道の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。 | 洪水による氾濫が想定される区域面積 （単位：km ² ） | 81.5 | | 54.8 | 5,283,076 | 5,378,264 | 5,919,885 | 洪水による氾濫被害を防止するため、人口や資産の集中する市街地等を優先して河川整備を推進した結果、利根川（若神）、重川、竜の口川の整備を完了させるとともに、氾濫が想定される区域の面積を3.6km ² 減少させ、氾濫被害の軽減を図った。 | 4継続 | H28目標を達成するには、洪水による氾濫が想定される区域の面積を8.5km ² 減少させる必要があること。また、近年では、局地的な集中豪雨等による浸水被害も発生していることから、目標達成に向けて継続して河川整備を推進していく。 | 4継続 | 治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。 |
| (2)生活環境の保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水環境の保全や再生を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 環保004 | 公共用水域水質測定調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質の常時監視を実施する。 | 公共用水域水質測定調査環境基準達成率（河川） （単位：％） | 85 | 前年より改善 | 85 | 10,061 | 9,050 | 5,876 | 河川40地点で水質調査を実施した。（34地点でBOD水質環境基準を達成） | 4継続 | 水質汚濁防止法に基づき、河川・湖沼の水質汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。 | 4継続 | 法令に基づき実施する河川・湖沼等の水質の常時監視により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。 |
| | | | | 環保006 | 工場・事業場排水対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 改正法の周知とあわせて、工場・事業場への立入調査や排水水質検査を効果的に実施し、水質汚濁負荷の低減を図る。 | 公共用水域水質測定調査環境基準達成率 （単位：％） | 85 | 前年より改善 | 85 | 946 | 856 | 819 | 延べ216事業場について排水基準の遵守状況調査に係る監視指導を行うことは、排水基準に適合していない4事業場に対しては、文書により改善指導を行った。 | 4継続 | 工場・事業場は排水基準の遵守義務があり、県がその監視指導を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で必要不可欠な事業である。 | 4継続 | 法令に基づき実施する工場・事業場への立入調査等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。 |
| | | | | 環保009 | 地下水水質測定調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 水質汚濁防止法に基づいて「地下水水質測定計画」を作成し、計画に基づいて、県内の地下水の汚染状況を調査する。また、結果は環境白書や県HPにより、広く公表する。 | 地下水環境基準達成率 （目標：全国平均） （単位：％） | 81.5 | 93.8(H26) | | 5,562 | 4,785 | 5,216 | 県内の151井戸（うち県実施分は99井戸）で調査を実施した。（123井戸で環境基準を達成） | 4継続 | 水質汚濁防止法に基づき、地下水質の汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。 | 4継続 | 法令に基づき実施する地下水の常時監視により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。 |

| | | 個別事業名 | 区分 | 主担当部署 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 （千円） | H28当初 （千円） | H27決算 （千円） | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 |
|-----------------------------------|-------|------------------------|----|-------|-------|---|--|-------|---------|-------|---------------|---------------|---------------|---|------|---|
| | 廃り011 | 浄化槽指導対策 / 環境衛生相談員 | | 環境森林部 | 環境課 | 浄化槽関連法令に基づく浄化槽の適正な使用、維持管理について、普及啓発、監視、指導を行う。 | 浄化槽教室開催数 (単位：回) | 54 | 55 | 55 | 12,125 | 12,192 | 11,763 | 環境衛生相談員を配置し、浄化槽の届出事務の円滑化と適正な維持管理の推進を図った。 浄化槽教室開催や指導通知により、浄化槽の適正な維持管理についての指導を行った。 | 4継続 | 届出事務等の適切な執行や適正な維持管理を促すための普及啓発・指導等により、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図るための事業であり、継続。 |
| | 畜産004 | 地域と調和した畜産環境確立 | | 農政部 | 畜産課 | 畜産堆肥の利用促進を図るための普及啓発と共に、悪臭の防止対策を進めるため脱臭装置等の導入費を補助する。また、水質汚濁防止法及び県条例の排水基準を遵守できるよう、排水の高度処理装置等の導入費を補助する。 | 脱臭装置の設置台数 (単位：基) | 3 | 1 | 1 | 10,177 | 7,616 | 9,640 | 畜産堆肥の利用促進を図るため、耕種農家向けの啓発資料等を作成し、普及啓発を行った。また、脱臭装置、防臭シート、高度処理装置等の整備を支援し、臭気対策と排水対策の推進を図った。さらに、畜産環境リース整備促進事業では附加貸付料の一部を補助し、事業の推進を図った。 | 4継続 | 臭気・排水等に係る地域の生活環境への配慮は、畜産経営にとって不可欠であり、引き続き対策を進めていく必要があることから、継続。 |
| | 下水002 | 下水道推進対策（一般会計） | | 県土整備部 | 下水環境課 | 市町村の下水道事業費補助（3～5％）、農業集落排水事業費補助（1.8％）、浄化槽設置補助（個人1/3市町村1/4）、浄化槽工補助金（10万円/基）、流域関連公共下水道排水設備工事費補助（市町村交付額の1/2：ただし上限5万円） | 汚水処理人口普及率 (単位：％) | 78.5 | 80.1 | 87.4 | 924,010 | 755,556 | 676,961 | 市町村下水道費補助 140,152千円（市町村単独下水道への事業補助）、農業集落排水 343,062千円（9地区実施）、浄化槽対策 193,747千円（842基設置補助） | 4継続 | 公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備へ県費補助を行う「汚水処理施設整備費補助」として県費補助制度を継続した。全国の中で汚水処理人口普及率が下位（H27年度末37位）にある本県としては、継続して市町村の汚水処理の普及促進を図っていく必要があるため、H29年度以降も制度の継続が必要である。 |
| | 下水003 | 下水道推進対策（特別会計） | | 県土整備部 | 下水環境課 | 流域下水道施設の維持管理、管渠、処理場処理設備及び汚泥処理設備の建設、場内整備工事、処理場周辺地域の生活環境を改善するための道路整備 | 汚水処理人口普及率 (単位：％) | 78.5 | 80.1 | 87.4 | 7,703,484 | 5,772,068 | 5,720,906 | 流域下水道管理3,506,078千円、社会資本総合整備（下水）2,106,001千円、単独流域下水道建設32,070千円、流域下水道計画調査65,499千円、流域下水道周辺対策11,258千円 | 4継続 | 流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費の制度改正に向けて市町村と調整を進めている。まずは、維持管理費における公費負担のあり方について見直しをするために、県と市町村で協議中。汚水処理人口普及率の目標達成のため、市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。 |
| 安全・安心な生活環境の保全に取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 環境010 | 土壌汚染対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 土壌汚染対策法の周知徹底を行い、同法の円滑な施行を図る。土壌・地下水汚染事故が発生した場合には、県民の健康被害を防止するという観点から、必要な環境調査の実施、汚染原因者に対して対策の実施を指導する。 | 地下水環境基準達成率(特定有害物質に限る) (単位：％) | 100 | 100 | 100 | 2,000 | 5,275 | 1,656 | 法の周知や相談対応等により、127件の形質変更届の審査・1件の区域指定を行った。土壌汚染事故については、県民の健康被害を防止するため、地下水調査や事業者指導を行った。坂東工業団地周辺土壌・地下水問題では、専門家会議の開催や関係者協議等を実施した。 | 4継続 | 今後も、県民の安全・安心な生活環境の保全のため、土壌汚染対策法の適切な施行事務を継続して実施する必要がある。坂東工業団地周辺地下水・土壌汚染事故については、県民の健康への影響・不安を払拭するため、専門家会議での検討・関係者協議等を行うことにより、事業の解決に向けて引き続き取り組む必要がある。 |
| | 環境012 | 地盤沈下防止対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 毎年の地盤変動量を計測することで、県内の地盤沈下の状況を明らかにする。また、地盤沈下の主要因とされている地下水採取の抑制に向けた啓発を行う。 | 年1cm以上の地盤沈下面積 (単位：km ²) | 7.8 | 前年度より減少 | | 16,145 | 17,166 | 15,940 | 水準点134点、測量延長286kmの規模で一級水準測量を実施した。 前年より沈下した水準点は72点、うち58点では1cm以上沈下した。 一方、60点では隆起した。 | 4継続 | 地盤沈下は過剰な地下水の採取によって生じることが多く、一度起こると元には戻らない。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠な事業である。 |
| | 環境013 | 大気保全推進 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 大気汚染状況を常時監視（H27年度現在22ヶ所で測定）し、その結果をリアルタイムで公開する。大気汚染物質について、基準に照らし注意報等を発令し、県民の健康被害防止を図る。 | 注意報等発令時の健康被害報告人数 (単位：人) | 0 | 0 | 0 | 82,808 | 99,148 | 99,148 | 光化学オキシダント注意報を発令した日が9日あった。健康被害の報告はなかった。また、PM _{2.5} 注意報の発令はなかった。この他、大気汚染常時監視システムを更新した。これによりホームページを一新し利便性の向上を図った。 | 4継続 | 大気汚染状況の常時監視を行い、その結果をリアルタイムで公開している。また、必要時には、光化学オキシダント注意報やPM _{2.5} 注意報を発令し、県民の健康被害の防止を図る。 |
| | 畜産004 | 地域と調和した畜産環境確立 | 再掲 | 農政部 | 畜産課 | 畜産堆肥の利用促進を図るための普及啓発と共に、悪臭の防止対策を進めるため脱臭装置等の導入費を補助する。また、水質汚濁防止法及び県条例の排水基準を遵守できるよう、排水の高度処理装置等の導入費を補助する。 | 脱臭装置の設置台数 (単位：基) | 3 | 1 | 1 | 10,177 | 7,616 | 9,640 | 畜産堆肥の利用促進を図るため、耕種農家向けの啓発資料等を作成し、普及啓発を行った。また、脱臭装置、防臭シート、高度処理装置等の整備を支援し、臭気対策と排水対策の推進を図った。さらに、畜産環境リース整備促進事業では附加貸付料の一部を補助し、事業の推進を図った。 | 4継続 | 臭気・排水等に係る地域の生活環境への配慮は、畜産経営にとって不可欠であり、引き続き対策を進めていく必要があることから、継続。 |
| 汚水処理人口普及率の向上に向けた効果的・効率的な取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 下水002 | 下水道推進対策（一般会計） | 再掲 | 県土整備部 | 下水環境課 | 市町村の下水道事業費補助（3～5％）、農業集落排水事業費補助（1.8％）、浄化槽設置補助（個人1/3市町村1/4）、浄化槽工補助金（10万円/基）、流域関連公共下水道排水設備工事費補助（市町村交付額の1/2：ただし上限5万円） | 汚水処理人口普及率 (単位：％) | 78.5 | 80.1 | 87.4 | 924,010 | 755,556 | 676,961 | 市町村下水道費補助 140,152千円（市町村単独下水道への事業補助）、農業集落排水 343,062千円（9地区実施）、浄化槽対策 193,747千円（842基設置補助） | 4継続 | 公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備へ県費補助を行う「汚水処理施設整備費補助」として県費補助制度を継続した。全国の中で汚水処理人口普及率が下位（H27年度末37位）にある本県としては、継続して市町村の汚水処理の普及促進を図っていく必要があるため、H29年度以降も制度の継続が必要である。 |
| | 下水003 | 下水道推進対策（特別会計） | 再掲 | 県土整備部 | 下水環境課 | 流域下水道施設の維持管理、管渠、処理場処理設備及び汚泥処理設備の建設、場内整備工事、処理場周辺地域の生活環境を改善するための道路整備 | 汚水処理人口普及率 (単位：％) | 78.5 | 80.1 | 87.4 | 7,703,484 | 5,772,068 | 5,720,906 | 流域下水道管理3,506,078千円、社会資本総合整備（下水）2,106,001千円、単独流域下水道建設32,070千円、流域下水道計画調査65,499千円、流域下水道周辺対策11,258千円 | 4継続 | 流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費の制度改正に向けて市町村と調整を進めている。まずは、維持管理費における公費負担のあり方について見直しをするために、県と市町村で協議中。汚水処理人口普及率の目標達成のため、市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。 |
| (3) 里山・平地林・里の水辺の再生 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 里山・平地林・里の水辺の再生に取り組みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 緑化001 | くま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援） | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | くま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行うため、森林ボランティア関係情報の一元管理と提供、講師派遣及びアドバイス等を実施する。 | 森林ボランティア団体会員数 (単位：人) | 5,046 | 4,000 | 5,500 | 12,890 | 7,730 | 8,819 | 森林ボランティア支援センターを運営、専用HP・情報誌による情報発信、森林ボランティア団体を対象とする弘私機などによる情報発信、森林ボランティア団体を対象とする弘私機などによる活動の活動を支援した。安全研修 11回 参加者 190人、作業器具貸出し 71件 | 4継続 | 森林ボランティアは、森林の整備、保全を社会全体で支えていく(県民意識を醸成するために重要な役割を担っており、支援は継続して行うことが必要。 |
| | 緑化003 | 緑化推進対策 | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 県植樹祭の開催や緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森林づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑づくりや緑化意識の普及啓発を推進する。社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県有林の整備や保全を行う。 | 県植樹祭 (単位：人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,028 | 6,493 | 4,834 | 郷土村バラ高原で県植樹祭を開催。緑化運動ポスター、緑化標語コンクールの実施や県緑化推進委員会への補助等を通じて、緑化意識の普及や身近な環境の緑づくりを推進した。企業との森林整備協定締結により企業ボランティアによる森林整備を推進した。 | 4継続 | 県植樹祭の参加者数は概ね1,000人程度で推移している。緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。企業の社会貢献活動の支援により、森林保全・整備の推進、地域活性化など様々な社会的価値を創出しており、引き続き支援活動等が必要である。 |

| 個別事業名 | 区分 | 主担当部局 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 (千円) | H28当初 (千円) | H27決算 (千円) | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | |
|---|----|-------|----------|---|---|---------|---------|---------|---------------|---------------|---------------|---|------|--|-----|--|
| 緑化004 緑化センター運営 | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座等を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。 | 定期開催講座受講者数の維持（過去3カ年の平均） (単位：人) | 2,071 | 2,158 | 2,158 | 13,539 | 14,417 | 13,364 | 緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設、緑化に関する知識普及を図った。緑化講座等30回、受講者1,610人、付随する平地林を活用し、小中学生等を対象に森林環境教育を実施、森林楽習講座(森林環境教育)10回、受講者 461人。 | 4継続 | 来園者や各種講座等の受講者は、増加傾向にあり、緑化技術の普及指導や森林環境教育、保健休養施設としての役割を果たしている。今後も森林に関する知識の普及等緑化推進の拠点としての役割を果たしていく。 | 4継続 | 講座等を開催し、森林・緑化に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。 |
| (4)鳥獣対策 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野生鳥獣の保護及び適正管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置等、効果的な被害対策を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林試003 自然環境保全研究 | | 環境森林部 | 林業試験場 | 野生鳥獣や自然生態系に関する研究を行い、県民に豊かな自然環境を残すことを目的とする。 | 自然環境保全を図るために研究成果の公表 (単位：件) | 4 | 4 | 4 | 5,527 | 4,132 | 3,388 | 奥山におけるシカ等の生息状況について調査に着手し順調にデータの把握を進めている。赤城山南面に生息するシカにGPS首輪を装着し、行動特性を分析することで、従来の30倍の効率で捕獲する技術を確立した。 | 4継続 | 林業県くまを支える基礎的な研究であり、近年急増している獣害被害を減らすための研究として成果を積み重ねてきた。シカの行動を把握し、捕獲効率を高めることで早期に獣害被害を抑制し林業生産を維持することが可能となる。部の主要施策に呼応しており、継続して研究成果を積み重ねる必要がある。 | 4継続 | 鳥獣被害は農業、林業関係者を中心に重要な問題であるが、それらの課題に対して、被害可能性の事前予測や、効果的な対策法について研究しており継続。 |
| 自然006 指定管理鳥獣捕獲等 | | 環境森林部 | 自然環境課 | H27年5月改正鳥獣法が施行され、自然生態系等へ深刻な被害を与えているシカ・イノシシについては「指定管理鳥獣捕獲等事業」として県が捕獲ができることとなったため、自然環境を保全すべき地域で、かつ、鳥獣保護区のエリア等において、個体数調整を実施する。 | シカ捕獲頭数 (単位：頭) | 129 | 350 | | 24,200 | 40,200 | 29,149 | 関係者の調整に不測の日数を要したため、捕獲適期に捕獲に取り組みず、捕獲目標を下回った。 | 4継続 | 生息頭数及び生息域が拡大し生態系及び農林業被害が高止まっている現状から、個体数調整が必要である。早期に着手し捕獲適期に事業に取り組む。 | 4継続 | 継続して個体数調整を行うことが必要。実施に当たっては、効率的・効果的な捕獲方法を検討すること。 |
| 技支005 鳥獣被害対策 | | 農政部 | 技術支援課 | 被害軽減を図るため、国交付金及び県単事業を活用して、地域が主体となった被害対策の取組を支援する。また、鳥獣被害対策支援センターを中心に、有害鳥獣の計画的な捕獲を推進するとともに、被害対策技術の普及や人材育成、調査研究を進める。 | 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：千円) | 375,423 | 370,000 | 250,000 | 261,699 | 313,112 | 245,460 | 国交付金事業：捕獲・被害防除等23地区、侵入防止柵整備5地区、県単事業：有害鳥獣対策32市町村、北関東磐城6県協議会：WG2回、隣接県会議（栃木、埼玉）、日獣医大連携、カモシカ第二種特定鳥獣管理計画改定・シカ生息調査30か所・カワウ調査7か所・シカ捕獲実証2か所・発信器装着支援18回・集落づくり支援11地区・人材育成17回684人・鳥獣被害対策本部3回（講演会を含む） | 4継続 | H27年度の野生鳥獣による農林業被害額は、H19年度からの9年間で最も少なかった。対策に取り組んできた地域を中心にその効果が現れてきているが、新たな地域での被害発生などもあることから、今後も捕獲を一層強化するとともに、被害防止計画に基づく地域の主体的な取組を支援しながら、引き続き総合的な対策を実施する。 | 4継続 | 野生鳥獣による農林業被害に対し、市町村・専門機関・地域協議会と連携した総合的な対策の推進は不可欠。鳥獣被害対策支援センターを核として、地域ごとの被害対策を広域的な対策として広めるとともに、地域ごとの捕獲を推進するための人材育成も必要であるため継続。 |
| 文財009 特別天然記念物カモシカ食害対策調査 | | 教育委員会 | 文化財保護課 | カモシカ保護地域及び周辺地域において、カモシカの生態や食害等の調査を行う。食害が深刻な嬉志村においては、加害実態把握のための調査を実施する。 | カモシカ調査(越後日光三国山系及び開東山地)の実施回数 (単位：調査延べ日数/人数) | 57日/89人 | 42日/84人 | 42日/84人 | 5,400 | 6,002 | 5,408 | カモシカ調査員を委嘱し、中之条町・みなかみ町・沼田市・片品村・上野村において、カモシカの生息状況等の調査を行った。さらに、嬉志村において、カモシカの食害調査と防獣柵の設置を行った。 | 4継続 | 特別天然記念物であるカモシカを保護していくため、生態調査や食害調査を継続して実施していくことが不可欠である。 | 4継続 | 野生動物との共存を図るため、生息状況等の調査や食害調査を実施するものであり、継続。 |
| 河川001 治水対策 | 再掲 | 県土整備部 | 河川課 | 交付金事業等を活用し、河道の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。 | 洪水による氾濫が想定される区域面積 (単位：km ²) | 81.5 | | 54.8 | 5,283,076 | 5,378,264 | 5,919,885 | 洪水による氾濫被害を防止するため、人口や資産の集中する市街地等を優先して河川整備を推進した結果、利根川(岩神)、葦川、竜の口川の整備を完了させるとともに、氾濫が想定される区域の面積を3.6km ² 減少させ、氾濫被害の軽減を図った。 | 4継続 | H28目標を達成するには、洪水による氾濫が想定される区域の面積を8.5km ² 減少させる必要があること、また、近年では、局地的な集中豪雨等による浸水被害も発生していることから、目標達成に向けて継続して河川整備を推進していく。 | 4継続 | 治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。 |
| 施策2 低炭素・循環型社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [目的] 生活の豊かさの実感と温室効果ガスの削減が両立する低炭素社会の実現。廃棄物の適正処理と資源の循環が確立した循環型社会の構築に向け、環境整備を進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)家庭の省エネルギー行動の普及啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭や地域における省エネルギー行動を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環工002 地球温暖化対策実行計画推進 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | H23年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図るため、「群馬県地球温暖化対策推進会議」を開催し、計画の進行管理を行う。H27年3月に目標値を見直し | 温室効果ガス排出量 (単位：千t-CO ₂) | | 18,249 | 17,461 | 676 | 981 | 309 | ・群馬県地球温暖化対策実行計画推進部会開催（1回） | 4継続 | 昨年開催された「COP21」において採択された「パリ協定」の目標達成のため、国として地球温暖化対策を強化する方針。県としても「群馬県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、9つの重点施策を中心に対策に取り組んでいく必要がある。 | 4継続 | 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、計画の進捗管理、施策の検証等は必要であり、継続。 |
| 環工005 家庭の節電・省エネ推進プロジェクト | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 電力需給問題を契機として、家庭における温暖化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。 | 家庭部門の二酸化炭素排出量 (単位：千t-CO ₂) | 2,957 | 2,652 | | 1,500 | 1,500 | 1,500 | ・「くまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション（夏・冬）（東京電力(株)との連携事業）」作成（計86,500部） ・「くまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション（夏・冬）」作成（各2,500部） ・「くまちゃんのじょうずなCO ₂ ダイエット作戦」作成（2,500部） ・節電出前講座開催（25回） | 4継続 | 本県における家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。国においては「パリ協定」における目標を達成するため、家庭部門の対策を強化する方針であり、本県でも家庭部門の取組を更に推進していく必要がある。 | 4継続 | 家庭における県民一人一人の取組を促すための普及啓発で、家庭部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みとして継続。効果の検証を行いながら、より効果的な普及啓発を進めていくことが重要。 |
| 環工011 地球温暖化防止地域活動推進 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を行うとともに、推進員の地域における活動を支援。また、県内5地区に「地球温暖化対策地域協議会」を設置し、温暖化防止活動を実施。 | 家庭部門の二酸化炭素排出量 (単位：千t-CO ₂) | 2,957 | 2,652 | | 1,635 | 1,492 | 1,383 | 地球温暖化防止活動推進員の活動支援（202名） 地域別研修会の開催（6回） 「推進員ニュース」の発行（3回） | 4継続 | 家庭部門の温暖化対策の強化が求められる中、「地球温暖化防止活動推進員」は、地域における温暖化対策活動（自治会、町内会でのパンフレット配布、所属団体での節電研修の講師など）を行っている。今後、その役割はますます重要となってくることから、引き続き支援を継続していく必要がある。 | 4継続 | 法律に基づいて設置する「地球温暖化防止活動推進員」を支援するための事業であり、推進員が地域で十分な温暖化対策活動を行うための事業であり、継続。 |
| 道管014 安全な自転車利用の環境整備 | 再掲 | 県土整備部 | 道路管理課 | 歩行者と自転車、自転車と自動車の関係する事故を防止するとともに、自転車が安心して通行できる事で自動車利用から転換を促進するため、自転車通行空間の整備を実施する。 | 自転車通行環境整備路線の整備率 (単位：%) | 20 | - | 70 | 9,000 | 22,765 | 125,021 | (主)桐生伊勢崎線ほか市道も含めて8路線でモデル整備を実施した。 | 4継続 | 県内の道路は、幅員構成や沿道状況、交通量などが違うことで多様な道路形態となっている。そのため、様々な形態に応じてモデル地区の整備を行い、その効果を検証することで群馬県内の整備方針をまとめ、県内に整備範囲を広げていく予定であり、今後も引き続き早期に整備を行う必要がある。 | 4継続 | 自転車・自動車・歩行者が互いに安全に通行が出来る道路環境を整備する必要があるため、継続。 |
| 都計011 くままちづくりビジョン・アクションプログラム策定支援 | 再掲 | 県土整備部 | 都市計画課 | アクションプログラム策定のためのワークショップに県職員を派遣し、持続可能なまちづくりに必要な取組について市町村職員と合同で検討する。 | アクションプログラム策定市町村の人口が県人口に占める割合 (単位：%) | 64 | - | 76 | | 227,178 | 90,480 | 藤岡市や富岡市などに県職員を派遣して、市職員と合同でアクションプログラム策定に向けた検討を行った。 | 4継続 | 「くままちづくりビジョン」に基づいて持続可能なまちづくりを進めるためには、市町村の実行計画であるアクションプログラムの策定を進めることが必要であることから、継続。 | 4継続 | 各市町村によるアクションプログラムの策定を支援する事業であり、アクションプログラムに基づく効果的なまちづくりを進めるため継続。 |

| 個別事業名 | | 区分 | 主担当部局 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 （千円） | H28当初 （千円） | H27決算 （千円） | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 | | |
|---|---------------------------------------|----|-------|----------|--|--------------------------------|-------|-------|--------|---------------|---------------|---------------|---|------|---|-----|---|
| (2) 事業者の温室効果ガス排出抑制 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環工004 | 環境 G S 等事業者対策推進 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取り組みやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境 G S 認定制度の運用と普及拡大を図る。「J」-クレジット制度」等の普及推進を図るため、関係者による会議及び説明会を開催。 | 環境 G S 認定等事業者数 (単位：事業者) | 2,869 | 2,600 | 4,520 | 8,188 | 7,960 | 7,070 | 環境 G S 認定事業者数 2,273、認定事業者支援（情報誌発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー開催3回、推進員派遣121件、省エネ診断2件、エコドライブ支援18件など）、連絡会議・説明会の開催（各1回） | 4継続 | 環境 G S 認定制度等の環境マネジメントシステムの普及は、産業・業務部門の省エネ・省CO2を図るための重点施策であり、引き続き認定事業者の拡大に取り組んでいく必要がある。 | 4継続 | 環境対策に自主的に取り組む事業者を認定する制度で、現在も多くの事業者が認定を受けており、産業部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みとして継続。 |
| 農構004 | はばたけ「くまの担い手」支援 | 再掲 | 農政部 | 農業構造政策課 | 本県農業の構造改革を加速化するため、認定農業者、新規就業者、企業参入など意欲ある担い手育成に特化した補助事業による支援を行う。 | 農業法人数 (単位：経営体) | 565 | 580 | 790 | 66,000 | 66,000 | 49,745 | 県単事業で14市町村41経営体が行う農業用機械・施設の整備に対して支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成した。 | 4継続 | 認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就業者等新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体など本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することは重要であるため継続する。 | 4継続 | 本県農業の将来を担う強い経営体の育成は重要であり継続。真に強い担い手の育成のため、補助内容や要件については、必要に応じた見直しをする必要がある。 |
| 自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環工006 | 次世代自動車等対策推進 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 「県電気自動車等普及推進連絡協議会」の運営・普及推進、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進。「県燃料電池自動車普及促進協議会」の運営・普及推進。 | 運輸部門の温室効果ガス排出量 (単位：千t-CO2) | | 4,682 | 4,350 | 609 | 414 | 587 | 「県電気自動車等普及推進連絡協議会」開催（1回） E V試乗会（2回） 急速充電MAP作成（7,500部） 県ビジョンに基づく充電器設置（223箇所・296基）、セミナー・イベント開催（各1回）、「県燃料電池自動車普及促進協議会」の設置、開催（1回）、セミナー開催（1回） | 4継続 | 全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対しての温暖化対策として、環境に対する負荷の少ない電気自動車を始めとする次世代自動車の普及、エコドライブの普及推進は欠かせない、そのため、更なる普及啓発活動の推進が必要である。 | 4継続 | 自動車社会である本県にとって、運輸部門における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みは重要であり、継続。業界・関係団体・市町村等と連携して対策を進めることが重要。 |
| 県有施設の省エネ化推進とともに、事務・事業上のエネルギー使用削減を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環工012 | 温暖化対策率先実行 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 県有施設における温室効果ガス排出削減と経費削減を図るため、省エネ改修を計画的に実施する。また県有施設へのESCO事業導入や公用車のエコカー更新に率先して取り組み、省エネルギーと温室効果ガス排出削減を推進する。 | 温室効果ガス排出量 (単位：千t-CO2) | | 133 | 121 | 24,364 | 38,152 | 3,420 | ESCO事業の推進（導入可能性調査（1施設）、エコカー導入（HV車6台、天然ガス車1台、クリーンディーゼル車1台、低燃費低排出ガス車23台） | 4継続 | 群馬県温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成のためには、今後、更なる対策の強化が必要であり、県有施設の省エネ改修の計画的な実施、またESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組む必要がある。 | 4継続 | 温室効果ガス排出削減に向けた県としての取り組みは必要であり、継続。県有施設の省エネ改修やエコカー導入、ESCO事業導入など、費用対効果の十分な検討を行った上で、計画性を持って進めていく必要がある。 |
| 道管009 | 道路照明のLED化推進 | | 県土整備部 | 道路管理課 | 歩行者や自動車等の安全や事故を防止する道路照明を全てLED電球に変更することで、省電力と長寿命化を図る。 | 道路照明のLED化率 (単位：%) | 15 | - | 70 | 113,000 | 300,000 | 285,543 | H27年度は、群馬県全域で約900灯のLED化を進め、「道路照明の省エネ・長寿命化計画」のH27年度の目標値である進捗率15%を達成することができた。 | 4継続 | 「道路照明の省エネ・長寿命化計画」のH27年度目標値である進捗率15%を達成することができた。また、電気料金についても、年度末に整備した効果が少しずつ費用に現れてきているため、今後も電気料金の推移を確認しながら、継続的に道路照明のLED化を進めていく必要がある。 | 4継続 | 照明の交換による費用対効果も見極めながら、計画的な更新を進める必要があるため、継続。 |
| (3) 森林等の二酸化炭素吸収量の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二酸化炭素吸収源としての役割を担う森林等の適切な整備・保全を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林政001 | くま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く） | 再掲 | 環境森林部 | 林政課 | くま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備 | 水源地域等の森林整備面積 (単位：ha) | 562 | 885 | 660 | 1,704,115 | 1,661,926 | 1,520,733 | 水源地域等の森林整備は、平成26年度からの繰越400haに加え、754haを発注したが完了したのは562haであった。市町村提案型事業は、計画では2億7千万円に達したが、実績額の確定で不用額が生じ2億2千8百万円の執行であった。 | 4継続 | 豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。 | 4継続 | 期間内に目標事業量を実施できるよう計画的に進めていく必要があり、継続。 |
| 林政008 | 間伐等森林整備 | 再掲 | 環境森林部 | 林政課 | 森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。 | 間伐等森林整備面積 (単位：ha) | 2,790 | 2,500 | 3,500 | | 1,278,131 | 1,054,367 | 森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。 | 4継続 | 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。 | 4継続 | 森林が有する水源涵養機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水調整機能などの公益的機能が持続的に発揮されていたためにも、間伐等を通じた適正な森林整備を行っていく必要があり、継続。 |
| 林試004 | 木材加工試験 | | 環境森林部 | 林業試験場 | 県産材の強度性能把握、乾燥方法の改良やコストダウン、高次加工のための材料性能把握、及び土木用途における技術開発や維持管理方法の確立などを行い、県産材需要拡大を目指す。 | 県産材の利用技術開発及び新たな材料開発 (単位：件) | 5 | 5 | 5 | 5,301 | 5,156 | 4,126 | 異なる乾燥条件で高温乾燥を行ったところ、曲げ強度の差はなかった。スギ板材の簡易乾燥は、4日程度の運転で適切な仕上がりとなった。異なる条件の乾燥後の注入では、高温で注入不良が認められた。設置5年後の木製防護欄の劣化状況の評価した。スギ2番玉から2x4部材を製材し、強度性能を把握した。 | 4継続 | 県産材の需要拡大に直結する技術等の研究であるため継続。開発した技術、製品を普及することも重要な取り組みであるので、関係機関と協力し進めていく。 | 4継続 | 県産材の需要拡大のための技術等の研究であるため、継続。 |
| 道整006 | 7つの交通軸、の整備・強化 | | 県土整備部 | 道路整備課 | 上信自動車道や西毛広域幹線道路などの主軸の整備とともに、主軸とインタ-チェンジや工業団地、観光地などを結ぶ交差道路の整備を計画的に推進する。 | 開通予定箇所数 (単位：箇所) | | 17 | 17 | 28,667,952 | 29,438,837 | 26,123,624 | 東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路、上信自動車道などの主軸となる道路を整備するとともに主軸と交差する交差軸の整備も推進した。 | 4継続 | 東毛広域幹線道路4車線化、西毛広域幹線道路、上信自動車道などを整備することにより、インターチェンジから15分以内でアクセスできる圏域が広がり、高速道路網の効果を県内すべての地域や産業の発展に活かせるため、引き続き整備を推進する必要があるため、継続。 | 4継続 | 高速交通網を補完する7つの交通軸について、計画的な整備を推進し、県内各地域の活性化を図る必要があるため、継続。 |
| 持続的な森林整備を促進するために、公共建築物における県産材利用を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林振005 | 林業・木材産業振興 | | 環境森林部 | 林業振興課 | 群馬県森林・林業基本計画の着実な推進を図るため、木材の生産、流通、加工に係る機械や施設整備等及び県産材の需要拡大のための対策に対して助成を行う。 | 素材生産量 (単位：千m ³) | 285 | 300 | 400 | 1,335,117 | 835,283 | 1,053,723 | (構造)・木造公共施設等整備 1施設・高性能林業機械の改良・整備等 5件・パーク利用拡大実証試験の実施 ほか(振興)・高性能林業機械等の導入17台・木材加工流通施設等整備 6施設 木造公共施設等整備 5施設・木質バイオマス利用施設等整備 1件 ほか | 4継続 | 本事業は、群馬県森林・林業基本計画で定める素材生産量40万m ³ の目標を達成するため、川上における原木生産の効率化及び安定供給、川中の加工・流通体制強化、川下の木材利用推進と需要開拓に必要な支援を行い、県産木材のサプライチェーンの構築・拡大対策として、継続的な予算措置が必要である。 | 4継続 | 素材生産量40万m ³ の目標を達成するため、原木生産の効率化及び安定供給、加工・流通体制強化を目的とした施設整備・設備導入に対する支援、木材利用推進と需要開拓に向けた取り組みが必要であり、継続。 |
| 林振007 | くまの木で家づくり支援 | | 環境森林部 | 林業振興課 | くま優良木材を使用し県産材住宅を建設する施主に対し、木材相当経費の一部を補助 | くま優良木材住宅建築累計戸数 (単位：戸) | 5,661 | 5,800 | 10,000 | 324,000 | 335,900 | 358,676 | 構造材補助 866戸 346,200千円(柱12cm角 381戸、柱10.5cm角 485戸)・内装材補助 49戸 6,575千円・事務費(委託料等) 5,901千円 | 4継続 | 本県の林業振興のため、県産木材を活用する事業は重要であり、引き続き予算措置が必要。また、外材や国産材との競合が進む中で、県産材サプライチェーンの構築・定着を図ることで効果を上げるための事業の段階的な見直しを進める。 | 4継続 | 県産材と外材の価格差がなくなっている中で、県産材の需要拡大に果たしている本事業の役割を検証することが必要。その上で、補助制度に依存しない県産材の利用促進に向けた取組の検討も必要。 |
| (4) 循環型社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみの発生抑制・製品等の再利用の取組の拡大・強化により、資源ロスを削減します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃リ002 | 循環型社会づくり推進対策 | | 環境森林部 | 資源リサイクル課 | 3Rの推進に向けて県民への普及啓発を図るとともに、市町村・関係団体等と協働で3R推進施策を調査検討、導入促進を図る。 | 1人1日当たりごみ排出量 (単位：g) | | 1,000 | 913 | 1,436 | 857 | 1,325 | 「くま3R宣言」や「みんなのごみ減量フォーラム」等により県民への普及・啓発を図った。有識者、事業者、市町村等と協働で「くま3R推進会議」で、「第2次群馬県循環型社会づくり推進計画（以下「二次計画」）」の効果的な推進策を検討した。 | 4継続 | 二次計画を推進し、ごみ排出量が全国順位で低位にある状況を早期に脱却するため、「くま3R推進会議」をはじめ、有益な情報提供などにより市町村の取組を支援するとともに、県民への普及啓発の取組を広く積極的に行っていく必要がある。 | 4継続 | 二次計画（H28～31）の推進、ごみ減量のための普及啓発であり、継続。事業者、市町村等と連携しながら、より効果的な普及啓発を進めていくことが重要。 |

| 個別事業名 | 区分 | 担当部署 | 担当所属 | 事業概要 | 成果(結果)を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初(千円) | H28当初(千円) | H27決算(千円) | H27事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 |
|--------------------------------------|----|------|-------|---|-------------------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|--|-----------|---|
| 循環資源の量の確保と質の高い資源の循環の利用を確立します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃リ003 | | | 環境森林部 | 自動車リサイクル法の登録や許可(更新)を行うほか、事業者への立入検査を行う。家電、小型家電、パソコン、容器包装等のリサイクルの促進を図る。 | 自動車リサイクル法の立入検査実施数(単位:件) | 109 | 120 | 130 | 2,953 | 2,928 | 2,110 | 自動車リサイクル法の新規及び更新に係る登録・許可事務及び事前協議事務を適正に実施した。登録・許可業者に立入検査を実施し、適正処理を推進するため事業者指導を行った。家電等のリサイクルの推進、回収率向上のため情報提供等市町村の支援を行った。 | 4継続 | 法令に基づき登録・許可事務や立入検査等により、事業者の適正処理を推進するための事業であり、継続。 |
| 廃棄物の適正処理を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃リ005 | | | 環境森林部 | H28年度まで終了する一般廃棄物処理広域化計画の改定を行う | 計画策定 | 策定事務実施 | 策定事務 | | 5,368 | 4,659 | 3,778 | 現行の広域化計画は28年度まで計画期間が終了することから、次期計画の策定に向け、市町村等への各種照会、ごみ処理の現状把握や将来推計を行った。 | 1廃止・休止・終了 | H27・28年度の2カ年で実施する計画改定作業であり、H28年度を持って終了。 |
| 廃リ007 | | | 環境森林部 | 産業廃棄物相談員による排出事業者への立入指導を実施するとともに、産業廃棄物に関する情報の提供を行う。 | 排出事業所立入調査件数(単位:件) | 365 | 400 | 400 | 7,518 | 7,550 | 7,501 | 産業廃棄物相談員の立入調査365件を実施するとともに、産業廃棄物処理法改正情報等について、ホームページ「産業廃棄物情報」を通じて情報提供を行った。 | 4継続 | 産業廃棄物の排出者や処理業者等への立入指導や情報提供により、事業者の適切な管理・運営を促すための取り組みであり、継続。 |
| 廃リ008 | | | 環境森林部 | 職員及び産廃Gメンによる監視指導や民間警備会社へ委託しての休日等監視を行うほか、県警へリによる空からの監視など関係機関、市町村等と連携協力して、廃棄物適正処理を推進する。 | 不法投棄原状回復率(単位:%) | 80 | 50 | 50 | 29,390 | 29,250 | 27,357 | 産廃Gメンによる監視指導(延べ約1,440人日、6,261箇所)民間警備会社委託による休日等監視(140日/年、延べ1,256箇所)市町村職員の県職員併任発令(33/33市町村、合計101人) | 4継続 | 不法投棄等の未然防止・早期発見のための日常的な監視活動により、良好な生活環境を保全するための事業であり、継続。 |
| 廃リ010 | | | 環境森林部 | 県土砂条例を適切に運用するとともに、県土砂条例の規制が及ばない埋立て事業に対応するため、市町村土砂条例の制定促進に取り組む。 | 立入検査件数(単位:件) | 93 | 120 | 120 | 490 | 490 | 262 | H27年度特定事業許可件数(許可3件 変更許可7件)H27年度末土砂条例制定市町村(14市町) | 4継続 | 条例に基づき実施する許可審査・立入検査等により、良好な生活環境を保全するための事業であり、継続。県条例の規制が及ばない事業に対応するため、引き続き、市町村条例の制定を促していく必要がある。 |
| 災害廃棄物処理体制を構築します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃リ012 | | 新規 | 環境森林部 | 災害により発生した廃棄物の迅速な処理に向けた、広域処理を含めた体制の構築 | 市町村における災害廃棄物処理計画の策定数(単位:団体) | - | | 12 | | | 5,250 | 平成28年度新規事業のため、事業評価対象外 | | |
| (5)環境教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 体験的な環境学習の機会の提供を拡充します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 環政002 | | | 環境森林部 | 環境学習の総合窓口として「環境サポートセンター」を設置し、学校における「動(環境教室)の実施や地域での活動の推進役となる人材の養成、企業等が提供する「体験の機会」に係る情報発信など、環境学習を総合的に支援する。 | 「動(環境教室)受講者数(単位:人) | 108,006 | 109,000 | 129,000 | 12,442 | 12,855 | 12,566 | 移動環境学習車による「動(環境教室)」は年間73件実施し、のべ5,026人が参加した。環境サポートセンターでは引き続き、環境アドバイザーの登録や子どもエコクラブへの情報提供、相互交流等の支援を行った。「くま環境学校」(エコレジ)を開講し、17名が修了した。 | 4継続 | 児童生徒への体験型の環境教育の実施は重要であり、継続して実施していくことが必要。ボランティアを中心とした環境問題への意識啓発、県民による地域の環境活動を促進するためにも、環境アドバイザー等の支援も継続して行うことが必要。 |
| 緑化003 | | 再掲 | 環境森林部 | 県植樹祭の開催や緑化運動がスター、緑化標語コンクールの実施、平地林整備事業や企業参加の森林づくり、巨樹古木保全など様々な事業を実施し、身近な緑づくりや緑化意識の普及を推進する。社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。また、企業・団体をパートナーとして県有林の整備や保全を行う。 | 県植樹祭(単位:人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,028 | 6,493 | 4,834 | 篠志村バラギ高原で県植樹祭を開催。緑化運動がスター、緑化運動標語コンクールの実施や県緑化推進委員会への補助等を通じて、緑化意識の啓発や身近な環境の緑づくりを推進した。企業との森林整備協定締結により企業ボランティアによる森林整備を推進した。 | 4継続 | 幅広い県民に緑化運動の推進や技術の普及を図ることができる事業であり、継続。 |
| 緑化004 | | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化思想の普及啓発及び森林環境教育を実施するため、各種緑化講座等を開催するとともに緑化相談の窓口である緑の相談室を開設する。 | 定期開催講座受講者数の維持(過去3カ年の平均)(単位:人) | 2,071 | 2,158 | 2,158 | 13,539 | 14,417 | 13,364 | 緑化推進の拠点として県民等を対象に緑化講座等を開催するほか、緑の相談室を開設。緑化に関する知識普及を図った。緑化講座等30回、受講者1,610人。付随する平地林を活用し、小中学生等を対象に森林環境教育を実施。森林実習講座(森林環境教育)10回、受講者461人。 | 4継続 | 講座等を開催し、森林・緑化に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。 |
| 緑化005 | | | 環境森林部 | 森林など緑とふれあう様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるため、緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベントなどを実施。 | フォレストリースクール受講者数(単位:人) | 3,336 | 2,500 | 5,200 | 7,642 | 6,708 | 7,387 | 緑の少年団活動を活性化するため、運営費・活動費を助成。運営費324団、活動費26団。学校への講師派遣を行うフォレストリースクール等を通じ、森林・林業に係る体験活動・学習機会を提供。フォレストリースクール43校、64回、参加者のべ3,336人。 | 4継続 | 緑の少年団活動やフォレストリースクール等により、子どもたちに森林や環境に対する理解を深めてもらうための事業であり、継続。 |
| 緑化007 | | | 環境森林部 | 自然講座、森林観察会、森であそぼう森で学ぼう教室等、県民向け行事を開催するとともに、森林環境教育事業及び森林ボランティア支援のための拠点としての活用を図る。 | 来園者数(単位:人) | 11,919 | 11,500 | 13,000 | 65,584 | 13,465 | 58,718 | 自然講座等を実施。県民の森林林業に対する理解向上に努めた(自然講座6回、森林観察会9回、森であそぼう森で学ぼう教室8回)。森林環境教育事業、ボランティア支援の拠点として活用を図った。展示館の耐震補強を行った。 | 4継続 | 森林や自然に関する広範な知識やスキルを習得するため、年間13回の講座を実施し29名の「緑のインタープリター」を養成した。森林や自然に対する県民の関心と理解を深めるためには、知識・ノウハウのある指導者が不可欠なことから、質の高い指導者を計画的に養成していく必要がある。 |
| 環境に関心を持ち、行動に移せる人を増やすため、地域の指導者を育成します。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑化006 | | | 環境森林部 | 指導者養成講座の実施により「緑のインタープリター」を養成し、活動登録制度による効率的な運用を行う。 | 森林環境教育指導者数(活動登録者数)(単位:人) | 62 | 63 | | 6,254 | 6,286 | 6,147 | 指導者養成講座の実施により、新たに36名の「緑のインタープリター」を養成し、活動登録は62名となった。 | 4継続 | 県民の森林等に対する理解を深めるためには、指導者の養成が重要であり、一定数を確保することが必要であることから、継続して実施する。 |

| | | 個別事業名 | 区分 | 主担当部局 | 主担当所属 | 事業概要 | 成果（結果）を示す指標 | H27実績 | H27目標 | H31目標 | H27当初 （千円） | H28当初 （千円） | H27決算 （千円） | H27 事業結果 | 部局評価 | 財政課評価 |
|--|--|-----------------------|----|-------|----------|--|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---|--|---|
| | | 緑化007 森林学習センター運営 | 再掲 | 環境森林部 | 緑化推進課 | 自然講座、森林観察会、森であそぼう森で学ぼう教室等、県民向け行事を開催するとともに、森林環境教育事業及び森林ボランティア支援のための拠点としての活用を図る。 | 来園者数 （単位：人） | 11,919 | 11,500 | 13,000 | 65,584 | 13,465 | 58,718 | 自然講座等を実施、県民の森林林業に対する理解向上に努めた（自然講座6回、森林観察会9回、森であそぼう森で学ぼう教室6回）、森林環境教育事業、ボランティア支援の拠点として活用を図った。展示館の耐震補強を行った。 | 4継続 森林体験行事の開催や保健休養の場の提供、展示・研修機能、森林環境教育事業・森林ボランティア支援の拠点活動などにより、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは重要である。 | 4継続 森林や自然に関する知識・技術の習得、大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしており、継続。 |
| 施策3 再生可能エネルギーの活用推進 【目的】本県のポテンシャルを活かし、太陽光、水力及び木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)再生可能エネルギーの導入促進 太陽光発電の導入を進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 環工013 住宅用太陽光発電設備等導入資金 | 新規 | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 住宅用太陽光発電設備、蓄電池導入融資制度 | 太陽光発電の合計出力 （単位：kW） | | | 322,761 | | | 150,000 | 平成28年度新規事業のため、事業評価対象外 | | |
| 小水力発電の導入を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 環工014 小水力発電導入促進 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | ・小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、流量調査、概略設計費等を補助（補助率1/2以内）。 ・河川における小水力発電の有望地点を調査し、採算性が高いと見込まれる地点の情報を公表。 | 県内小水力発電の合計出力 （単位：kW） | 7,678 | | 8,466 | 9,000 | 10,000 | 1,080 | 1団体（中之条町）が行った流量調査、概略設計事業を補助。 | 2縮小・一部廃止・統合 ・小水力発電導入に係る調査支援事業補助金については、再生可能エネルギー調査・普及に統合する。 ・小水力発電有望地点調査による民間事業者への情報提供は、小水力発電の導入促進に有効である。 | 2縮小・一部廃止・統合 再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消を推進するため、小水力発電の導入は有効な手段と考えられるが、事業の継続に当たっては、事業効果をしっかりと検証することが必要。有望地点調査については、28年度の調査結果公表による民間事業者の参入等の状況を踏まえて継続の是非を検討するべきであり、29年度は一旦廃止。 |
| 木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 林振005 林業・木材産業振興 | 再掲 | 環境森林部 | 林業振興課 | 群馬県森林・林業基本計画の着実な推進を図るため、木材の生産、流通、加工に係る機械や施設整備等及び県産材の需要拡大のための対策に対して助成を行う。 | 素材生産量 （単位：千m ³ ） | 285 | 300 | 400 | 1,335,117 | 835,283 | 1,053,723 | （構造）・木造公共施設等整備 1施設 ・高性能林業機械の改良・整備等 5件 ・パーク利用拡大実証試験の実施 ほか（振興）・高性能林業機械等の導入17台・木材加工流通施設等整備 6施設 木造公共施設等整備 5施設 ・木質バイオマス利用施設等整備 1件 ほか | 4継続 本事業は、群馬県森林・林業基本計画で定める素材生産量40万m ³ の目標を達成するため、川上における原木生産の効率化及び安定供給、川中の加工・流通体制強化、川下の木材利用推進と需要開拓に必要な支援を行い、県産木材のサプライチェーンの構築・拡大対策として、継続的な予算措置が必要である。 | 4継続 素材生産量40万m ³ の目標を達成するため、原木生産の効率化及び安定供給、加工・流通体制強化を目的とした施設整備、設備導入に対する支援、木材利用推進と需要開拓に向けた取り組みが必要であり、継続。 |
| 新たな再生可能エネルギーの導入可能性を検討します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 環工015 再生可能エネルギー調査・普及 | | 環境森林部 | 環境エネルギー課 | 小型風力発電導入検討のための風況調査を行う。また、地中熱利用システムの導入モデルとなる事業を補助する。その他、再生可能エネルギー導入についての研究および普及促進を行う。 | 風力発電導入量 （単位：kW） | 340 | - | 350 | 3,500 | 3,100 | | 【小型風力】2地点の風況調査を継続。【地中熱】店舗への導入1件を補助。（H28年度へ繰越）【普及促進】経済産業省と合同で事業説明会を開催。 | 4継続 【小型風力】導入可能性を検討するため、購入済の風況計測機器により県内他地点の適地探索を継続する。【地中熱】環境負荷の少ない社会づくりを進めるため、地中熱利用を含む再生可能エネルギーの導入を促進する取組方法を検討する。 | 4継続 再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消を推進するため、導入調査やモデル的な取り組みへの支援であるが、事業の継続に当たっては、事業効果をしっかりと検証することが必要。 |
| (2)発電所の運営・新規開発 既設発電所の維持管理及び計画的な改修工事を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電001 電力供給 | | 企業局 | 発電課 | 発電所の設備整備及び修繕を実施し、安全で安定的な設備の稼働を確保する。 | 年間供給電力量 （単位：kWh） | 746,841,903 | 821,295,900 | 853,000,000 | 2,161,463 | 2,204,663 | 1,181,872 | 発電所機能の維持と向上のため、予定した奈良保発電所、広池発電所の水車発電機分解点検工事を実施した。 | 4継続 県民のライフラインである電力の安定供給のため、引き続き発電設備の適切な維持管理及び既設発電所の更新・改良工事を実施し、発電能力の向上を進めていく。 | 4継続 電力の安定供給に必要な、発電設備の維持管理に係る費用であるため、継続。 |
| 発電所を新規開発します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発電002 発電所の新規開発 | | 企業局 | 発電課 | 八ッ場発電所、田沢発電所の建設及び既設発電所更新増強の調査を実施する。 | 八ッ場発電所の工事進捗率 （単位：％） | 18 | 20 | 100 | 2,981,533 | 1,787,917 | 1,665,846 | 八ッ場発電所及び田沢発電所の建設を行った。田沢発電所については、平成28年5月20日に国の検査が完了し、同日営業運転を開始した。 | 4継続 田沢発電所が平成28年5月20日に運転開始となった。八ッ場発電所については、再生可能エネルギーの活用推進のため、引き続き建設を進めていく。 | 4継続 水源や日照時間など、本県の恵まれた環境を活かし、引き続き新たな再生可能エネルギーの導入促進に取り組むため継続。 |